

医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算について

当院では、国が定めた診療報酬算定要件に従い下記の診療報酬を算定いたします。

○マイナ保険証の利用有無にかかわらず、以下の通りとなります。

初診時：医療情報取得加算(初診)

再診時：医療情報取得加算(再診)(3か月に1回)

又、上記とは別に初診時に医療DX推進体制整備加算を算定いたします。

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を医師が診察室で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。